

# 新型コロナウイルス感染拡大防止 の取組みについて

## 『三重県緊急警戒宣言Ver.4』

～県民の皆様へ 命と健康を守るために～



Mie Football  
Association  
20 April 2021

県は、19日、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、『緊急警戒宣言』を発出しました。その理由は、命に直結する重症者の急増や増加する変異株患者、これを何とか抑えていく、そのためには、入口の感染者自体を抑えていくということが重要であるとしています。県独自の宣言は四回目となります。期間は、4月20日（火）～5月5日（水）までです。

### 【重点項目】

#### ○県外への移動自粛

- \* 生活の維持に必要な場合を除く県外移動の自粛
- \* 大人数での会食の自粛
- \* 事業所での感染対策の徹底

### 【第3波からの教訓】

- \* GW期間中を含むことは、昨年秋以降の第三波において年末年始の移動が長期化したとの分析から、『第四波の波を高く、長くしないために先手を打ってGWの人の移動を止めたい』と協力を求めています。県が、危機感を強める背景には、感染力や重症化リスクが高いとされています変異株の広がりが危惧されます。従来型から変異株に置き換わり、局面が変わりつつあり、重傷者の急増は県民の命にかかわると、鈴木知事は強調しています。

# 「緊急警戒宣言」

期間（4/20 ~ 5/5）

第3波の教訓をふまえて、今、対策を

重症者が急増

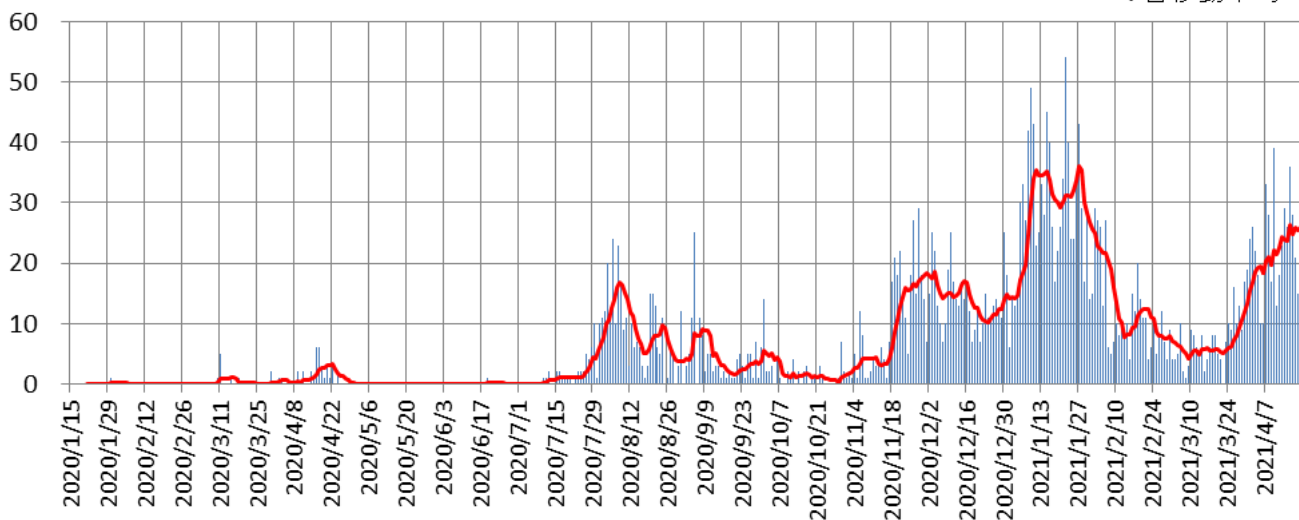
人員・設備など医療に負荷

## 県民の皆様の命を守り、 医療提供体制を確保

直近の感染者数

(24) 三重県 (Mie)

■ 1日の陽性者数  
— 7日移動平均



# 県民の皆様へ

## 特措法第24条第9項に基づく要請

- **県境を越える移動は避けて**  
※生活の維持に必要な場合を除く
- **飲食は少人数・短時間で**



2次会

- **県外への通勤は、**  
可能な限りテレワークなどを活用

## 県外の皆様へ

- **本県への移動は**  
避けていただくようご協力を

特にGW

## 帰省について

まん延防止等重点措置区域など

- **感染が特に拡大している地域との**  
**帰省による往来は避けて**
- **それ以外の地域との帰省による往来は、**  
**移動前から感染防止対策を徹底し、**  
**体調が悪い場合は移動を避けて**

こうした要請を、県外にお住まいの  
ご家族やご友人にお伝えください

## 偏見や差別の根絶

感染者やそのご家族、所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとすることや偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。仕事や通勤等やむを得ない事情で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないように十分な配慮をお願いします。

## 参 照

政府〔内閣官房：新型コロナウイルス感染症対策〕

<https://corona.go.jp/>

スポーツ庁

<https://www.mext.go.jp/sports/>

日本サッカー協会〔JFAサッカー活動の再開に向けたガイドライン〕

[https://www.jfa.jp/about\\_jfa/guideline.pdf#search=%27JFA+%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A+%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%27](https://www.jfa.jp/about_jfa/guideline.pdf#search=%27JFA+%E3%82%B3%E3%83%AD%E3%83%8A+%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%27)

三重県〔新型コロナウイルス感染症特設サイト〕

<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm#%E4%B8%89%E9%87%8D%E7%9C%8C%E6%8C%87%E9%87%9D>



## 相談窓口

### ◆発熱等の症状がある方の相談窓口

- (1) まずは、かかりつけ医等の身近な医療機関に、電話でご相談ください。
- (2) 相談する医療機関に迷う場合は、**受診・相談センター**へご相談ください。

### ◆新型コロナウイルスに関する一般的な相談

三重県医療保健部薬務感染症対策課 **059-224-2339** (専用回線)  
国(厚生労働省) フリーダイヤル **0120-565653**

### ◆その他の相談

- ・個人の方へ(生活支援、人権問題、心のケア、労働相談等)
- ・児童生徒の方等へ
- ・事業者の方へ
- ・主な支援事業一覧(PDF)
- ・MieCo (PDF) Mie Consultation Center for Foreign Residents

三重県新型コロナ対策  
パーソナルsupport  
「安心みえるLINE」



## 【イベントにおける感染防止対策】

### ○イベント開催の目安

人数上限	収容率
◇収容定員10,000人 超→収容定員の50%	大声での歓声・声援等が想定されるイベント 〔ロックコンサート・ポップコンサート・ス ポーツイベント等〕 <b>50%以内</b>
◇収容定員10,000人 以下→5,000人	収容定員が無い場合は、十分な間隔(1m以上) を空ける

### ○感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染星策）

1 徹底した感染防止等（収容率50%で開催するための前提）		
①	マスク着用の担保 （常時着用）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク着用状況を確認し、個別に注意等 を行い、常時着用を求める</li> <li>* マスクを持参していない者がいた場合は 主催者側で配布・販売</li> </ul>
②	大声を出さない事 の担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大声を出す参加者がいた場合、個別に注 意等ができる</li> <li>* 隣席の者との日常会話程度は可（マスク 着用が前提）</li> </ul>
2 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①～②は、イベントの性質に応じて可能 な限り実行（ガイドラインで定める）</li> <li>* マスク着用状況が確認でき、着用してい ない場合は個別に注意等を行う</li> <li>* 大声を出す参加者がいた場合等、個別に 注意等を行う</li> <li>* スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り 物を禁止する 等</li> </ul>
④	手洗い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こまめな手洗いの奨励</li> </ul>
⑤	消毒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者側による施設内（出入口、トイレ、 ウイルスが付着した可能性のある場所 等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手 指消毒</li> </ul>

○感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染策）

2 基本的な感染防止等		
⑥	換気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気</li> </ul>
⑦	密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入退場時の密集回避（時間差入場等）、待合場所の等の密集回避</li> <li>* 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ、収容人数を制限</li> </ul>
⑧	身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保（グループとグループの間は1席（立ち席の場合は1m以上）空ける）</li> <li>・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m以上確保</li> <li>・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔確保（最低限、人と人とが触れ合わない程度の間）</li> </ul>
⑨	飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食用に感染防止策を行ったエリア外での飲食の制限</li> <li>・収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛。ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定の要件を満たす場合に限り飲食可</li> <li>・過度な飲酒の自粛</li> </ul>
⑩	参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置</li> <li>* ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、十分周知している場合は払い戻し不要</li> </ul>

○感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染星策）

2 基本的な感染防止等		
⑪	参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り事前予約性、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・「安心みえるLINE」や接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励</li> <li>*アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</li> </ul>
⑫	演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有症状者は出演・練習を控える</li> <li>・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（接触を防止できないイベントは開催を見合わせる）</li> <li>・合唱等、発声する演者間での感染リスクへの対処</li> </ul>
⑬	イベント前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント前後の感染防止の注意喚起</li> <li>*可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用促進</li> </ul>
⑭	ガイドラインの遵守の旨公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取り組みを行う旨、ホームページ等で公表</li> </ul>

# 一般社団法人三重県サッカー協会「ガイドライン」

〔期間：2021.4.20-5.5〕

## 【基本的な考え方】

参加の有無については、選手並びに保護者の意見を尊重してください。

## 【日常の活動についての考え方】

- \* 各チーム、感染症対策を徹底した上での活動は制限されません。  
〔健康チェック・手指消毒・3密の回避 等〕  
食事の場合は、距離を取り向かい合っただけの会食は避ける工夫が必要です。

## 【県外での活動について】

- \* 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されている都道府県や、移動先の感染状況や移動に関する方針等を良く理解し、必要性について今一度立ち止まって慎重に検討をしてください。他地域から来県した練習試合・イベントについても、同様の考えで取り組んでください。

## 【県内での活動について】

- \* 県サッカー協会及び各連盟等が主催する大会の参加については、当該選手や保護者の意向を聞き取り、主催者の感染対策を実施することはもちろん、チームの状況に応じて感染防止対策を徹底して参加できることとします。  
なお、状況により必要が生じれば見直します。

注) 中体連・高体連からの通達は優先してください。



## 県教育委員会（抜粋）

緊急警戒宣言発令に伴う県立学校の対応について

1. 感染症対策と健康管理に徹底  
マスクの着用や手洗いの励行、換気、毎日の検温やバランスの取れた食事、十分な睡眠など、基本的な感染症対策を徹底するとともに、授業や行事、登下校時における身体的距離の確保、大声での発生をしないなどの対策を徹底する。
2. 部活動  
宿泊を伴わない県内での活動とし、県外での活動及び来県し練習試合等を行うことは、中止または延期とする。



参照	情報発信日	発表内容（概要）	該当URL
三重県	4月20日(火)	<p>「緊急警戒宣言」発表4/20～5/5</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3波の教訓をふまえて、今、対策を！</li> <li>・県民の皆さまの命を守り、医療提供体制を確保</li> </ul>	<a href="https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm">https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm</a>
静岡県	4月16日(金)	<p>「警戒レベル4」（県内・県外警戒）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まん延防止等重点措置の地域への移動＝「回避」</li> <li>・同上都府県からの訪問自粛</li> <li>・新しい生活様式の徹底</li> </ul>	<a href="https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-keikailevel.html">https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/covid-19-keikailevel.html</a>
愛知県	3月14日(日)	<p>「まん延防止等重点措置」（4月20日～5月11日）</p> <p>①不要不急の行動の自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日中も含め不要不急の外出自粛を徹底</li> <li>・特に名古屋市 20時以降 名古屋市以外 21時以降</li> <li>・感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛</li> <li>・家庭でステイホーム</li> </ul> <p>②県をまたぐ不要不急の移動自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不要不急の移動自粛</li> <li>・特にまん延防止等重点措置地域</li> </ul> <p>③高齢者等への感染拡大の防止</p> <p>④基本的な感染防止の対策の徹底</p>	<a href="https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html">https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html</a>
岐阜県	3月8日(月)	<p>第3波の終息を目指すとともに、再拡大を阻止（3月8日～4月上旬）</p> <p>基本的な感染防止対策（マスク着用、手指衛生、三密回避など）を「ウィズコロナ」の生活習慣として身に着けることを前提に、今後の「感染リスクの高い春の行事（歓送迎会、新歓コンパ、花見の宴会、飲食を伴う謝恩会）などの徹底回避」</p>	<a href="https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/136922.html">https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/136922.html</a>